

財政用語解説集

会 計 の 区 分 に 関 す る 用 語	
一 般 会 計	地方公共団体の会計の中心となるものであり、地方公共団体が行う事務事業の大部分を経理する会計です。行政運営の基本的な経費(議会費、総務費、民生費、教育費など)がここに計上されます。
特 別 会 計	一般会計に対して、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と分けて経理する必要がある場合に、法律や条例に基づいて設置する会計です。
普 通 会 計	一般会計と特別会計の区分では、地方公共団体ごとに各会計の範囲等が異なり、財政比較などが困難になるために、総務省が実施している地方財政状況調査(決算統計)で用いられる会計区分です。これは、地方自治法などの法律によって規定されているものではありません。ここには、一般会計と公営事業会計を除く特別会計を合算し、重複経費を控除したものが計上されます。
公 営 事 業 会 計	普通会計と同じく決算統計上における会計区分です。この会計区分を用い、地方公共団体を普通会計と公営事業会計に大別しています。ここには、公営企業会計のほか収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計などが含まれます。
公 営 企 業 会 計	病院事業、上水道事業、下水道事業など、診療報酬や使用料などの収益を収入として、独立して運営を行う公営企業を経理する会計をいいます。公営企業には、地方公営企業法の適用を受けて企業会計方式(発生主義・複式簿記)により経理する法適用企業と地方公営企業法を適用せず普通会計と同様の会計方式で経理する法非適用企業があります。
収 支 に 関 す る 用 語	
形 式 収 支	各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。
翌年度に繰り越すべき財源	翌年度に繰り越した事業等に充てるべき現金です。
実 質 収 支	歳入歳出差引の額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた収支です。実質収支により黒字・赤字が判断され、マイナスになると赤字団体となります。
財 政 健 全 化 法 に 関 す る 用 語	
財政健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から算定・公表が義務づけられた財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)です。平成20年度決算からいずれかの指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
実 質 赤 字 比 率	一般会計等(本市の場合、一般会計、特別会計牧落住宅団地事業費及び特別会計公共用地先行取得事業費)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいます。
連 結 実 質 赤 字 比 率	特別会計財産区事業費を除く全ての会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合をいいます。
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値をいいます。平成18年度からの地方債の協議制移行にあたり、協議団体と許可団体を判定する指標として導入されましたが、財政健全化法の施行に伴い、財政健全化判断比率の一つに位置づけられました。
将 来 負 担 比 率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。
資 金 不 足 比 率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から算定・公表が義務づけられた公営企業の経営状況を示す指標です。公営企業ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率で表され、平成20年度決算から指標が一定水準以上に悪化した場合、経営健全化計画等を策定しなければなりません。

普通会計に関する用語	
一般財源	使い道に制約のない財源で、地方税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金などです。
特定財源	一般財源に対し、使い道が決まっているもので、国庫支出金、府支出金が特定財源の代表的なものです。
自主財源	自主的に収入しうる財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。
依存財源	自主財源に対し、国や府の意思決定に基づいて収入される財源で、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、府支出金、市債などがあります。
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支の割合を表します。実質収支が赤字になると、赤字比率と呼ぶこともあります。
経常収支比率	歳出総額を、経常的経費と臨時的経費に区分し、人件費、扶助費、公債費の義務的経費などの経常的経費に市税等の経常的に収入される一般財源が、どの程度の割合で充当されているかを示します。この比率が、低いほど弾力的な財政運営ができる団体といえます。
起債制限比率	当該団体の標準的な一般財源(標準財政規模)に対する地方債元利償還金(普通交付税の算定で措置された額を除く)の割合を示します。市債を償還する額の負担の程度を測る指標の一つとなっています。
地方債現在高	地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が年度を超えて行われるものを地方債といいます。この地方債の年度末残高を表します。
積立金現在高	財政運営を計画的に行うため、又は財源に余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源の変動に備えて、財政規模や税収その他の安定性の程度に応じて積み立てるものを積立金といい、基金として処理されます。この基金の年度末残高を表します。
債務負担行為	地方公共団体が建設工事をしたり、土地を購入する場合などに、複数年度にまたがる債務を負担する契約を結ぶなど、将来の財政支出を約束する行為で、予算として定めます。
標準財政規模	標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の総量(規模)を表します。 標準税収入額 + 普通地方交付税 + 地方譲与税等
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数であり、普通交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値をいいます。
基準財政需要額	普通地方交付税の算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政又は施設の維持管理を行うための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいいます。
基準財政収入額	普通地方交付税の算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額をいいます。
その他の用語	
類似団体	総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表に基づき、全国の市町村を「人口」と「産業構造」の要素により分類したものです。平成17年度の本市の類似団体は全国で35団体あり、大阪府下では池田市、富田林市、河内長野市があります。